

令和7年度滋賀県障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業費 補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、滋賀県障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業費補助金について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和7年2月13日障発 0213 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業実施要綱」（以下「厚生労働省要綱」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、障害福祉サービス事業所等による人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進することにより、介護・福祉人材の確保等をはじめ、地域の福祉サービスの充実につなげることを目的とする。

(補助金の対象等)

第3条 補助の対象とする事業は、厚生労働省要綱の「3. 事業内容」に掲げる事業とする。

2 補助の対象者は、前項に掲げる事業の内、「(1) 必須事業」および「(2) 選択事業」を実施する者で、滋賀県が適当と認めた障害福祉に関する団体（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と、第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
4,000千円	補助対象事業の実施に要する次の経費 (報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費)、役務 費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、使 用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除 く。))	10/10

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて提出するものとし、提出期限については別途通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、様式第2号による変更申請書を、同様式に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、原則として精算払いの方法によるものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、様式第4号による請求書に基づき概算払いの方法によることができる。

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(5) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

（実績報告）

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1ヶ月（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して1ヶ月）または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（標準事務処理期間）

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（調査および指導）

第12条 知事は、補助金にかかる事業の適正化を図るため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または関係職員に調査および指導をさせることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第 13 条 補助事業者は、第 5 条の規定に基づく交付申請、第 6 条の規定に基づく変更交付申請、第 7 条の規定に基づく支払請求、第 9 条の規定に基づく実績報告および第 11 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第 14 条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要な事項について、その都度これを定める。

（附 則）

この要綱は、令和 7 年●月●日から施行し、令和 7 年度分の補助金に適用する。